

だい かい 第28回 スピリットアート

1 目的

この美術展は、障害者の作品を公募して、芸術作品としての生命感を持ち、心動かされる優れた作品を表彰することに より障害者のさらなる制作意欲の向上や社会参加を促進するとともに、その多様な能力に触れることで、障害に対する 県民の理解を深め、心豊かに暮らすことができる社会を実現することを目的とします。

2 応募資格

応募は高知県在住又は高知県出身の障害のある人で15歳以上（但し、中学生は除く）の人とします。

なお、障害のある人とは身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳を有する人、及び各手帳と同様の障害を有する人とします。

3 応募方法

「出品目録（申し込み）用紙」に必要事項を記載し、搬入日に作品と一緒に県立美術館に搬入してください。

※応募作品の荷造り、運送、その他応募に必要な費用は、応募者の負担とします。

※宅配便等により搬入をされる場合は、配達日時を必ず10月3日（木）の9:00から正午（または午前中）と指定し、

「出品目録（申し込み）用紙」を添えて、「スピリットアート気付」として、県立美術館までお送りください。

4 搬入日 令和6年10月3日（木）9:00～16:00

5 搬入場所 高知県立美術館（高知市高須353-2）

6 部門・規格等

- （1）絵画＝150号以内（227.3cm×181.8cm以内）
- （2）工芸（陶芸・手芸等）＝1m×1m×1m以内（壁面作品は2m×2m以内）
- （3）写真＝全倍（60cm×90cm）以内
- （4）書道＝90cm×170cm以内（仕上がり寸法）
- （5）立体作品等（彫刻・立体作品・グラフィックデザイン等）＝2m×2m×2m（天井に吊り下げる作品は不可とします）

※展示や運営に支障を生じる恐れのあるものは出品できません（高知県立美術館の利用規則に準ずる）。

こうちけんしょうがいしゃびじゅつてん ぼしゅうようこう （高知県障害者美術展）募集要項

ひだり つづ 左 ページの続き

（例）悪臭、腐敗または変質の恐れのある素材（生花、ドライフラワー、流木、食品など虫菌害の恐れのあるものを含む）を使用したもの、刃物・火気・ガスなどの危険物、不快音を発するもの、会場内の電気を使用するもの。出品について不明な点がありましたら高知新聞企業事業部（088－825－4328）までお問い合わせください。

（6）出品は一部門につき1点とします。

（7）応募作品は障害のある方が単独または共同で制作した作品とします。ただし、他の作品等をモチーフとして制作した場合は、その作者名、作品名の記載のほか、写真などを添えて応募してください。

（8）応募作品の制作年は問いません。ただし、過去の障害者美術展入選作品は除きます。

（9）応募作品は展示に適切な装置（吊り下げるためのヒートン(留め金)や紐、据え置くための台座等）を付けてください。

また、ガラス製の額装は使用しないでください（アクリル製は可）。

7 作品の保管

作品の保管には充分注意をしますが、不慮の災害、紛失、毀損に対しては、その責任を負いません。

8 個人情報の取扱いについて

搬入時に取得した個人情報は、入賞及び入選の場合は高知新聞紙面や展示目録に氏名もしくは作家ネームを

掲載し、高知県障害者美術展運営に限り使用します。出品作品は本人ならびに保護者の承諾があったものに限りま

9 鑑査・審査

鑑査は応募された作品のうち展示するものを定め、審査は展示作品のうちから賞を選定します。

【審査員（50音順・敬称略）】

あまの 圭悟 ・ 伊与田 玉泉 ・ 津野 廣幸 ・ はまだ 尚川 ・ まつおか たけし

10 選賞

展示作品のうちから特選、褒状を選定し、他は入選とします。

特選・褒状＝賞状と副賞、入選＝賞状

みぎ つづ
右ページへ続く

11 **会期** 令和6年10月11日(金)～10月21日(月) 9:00～17:00 (初日のみ9:30～)

12 **会場** 高知県立美術館(高知市高須353-2) 1階D展示室(第4展示室)

13 **入場料** 無料

14 **表彰式** 令和6年10月21日(月)13:30～16:00 高知県立美術館 1階 美術館ホール

15 **搬出** 令和6年10月22日(火) 9:00～15:00 ※選外作品は会期中でもお渡します。

16 **企業等からの作品の利用希望資料の受け取り**

※ 企業等が、入選作品を使ってTシャツやカレンダー、雑貨等を制作することや、展示することを希望する場合、作者の許可を得ずに勝手に利用することはできません。このため、企業等が作者に利用申込みを伝えられるように利用内容のわかる資料(以下、「利用希望申込書」という。)を渡せる仕組みにします。

- (1) 企業等が、入選作品を利用した商品開発を行うなどのために作品の利用を希望する場合は、利用希望申込書を提出します。作者が、作品の利用希望申込書を受け取る意向がある場合には、出品目録(申し込み)用紙の「利用希望申込書を受け取る」を選び、利用希望申込書の受け取り対応者(施設の方又はご家族など)を記入してください。なお、企業等が、作品を利用する場合に、作者にその費用を求めることを禁じます。
- (2) 企業等は、作品の利用を希望する場合は、アドバイザーに利用料や契約に関することを相談して、利用希望申込書に記載します。また、アドバイザーに相談しない企業等の利用希望申込書は、受け付けません。
- (3) 企業等の作品の利用希望申込書は、搬出日に作品と一緒にお渡しします。対応者は、利用希望内容を確認し、利用内容を承諾する場合には、企業等に連絡をお願いします。ただし、利用を承諾しない場合は、連絡する必要はありません。ただし、作品の利用に関しては、企業等と作者個人の契約となりますので、主催者は一切責任を負いません。
- (4) 実行委員会は、企業等と作者に対して、作品の利用の状況を別途確認します。

17 **その他**

- (1) 応募作品はポスター、目録等本展の告知及び広報用の動画や写真に使用場合があります。
- (2) 個人的な利用に限り作品の撮影を可とします。商業的な利用は禁止します。フラッシュや三脚・自撮り棒等は使用禁止です。撮影・投稿でのトラブルに関して、主催者は一切責任を負いません。また、安全上の理由等により、撮影を禁止にする場合があります。また、元の作品を改変する行為を禁じます。

[左ページへ続く](#)

主催：高知県障害者美術展実行委員会・高知県

共催：高知新聞社、RKC高知放送

【問い合わせ先】

高知県身体障害者連合会(実行委員会事務局) 高知市本町4丁目1-37 (平日8:30～17:15)

TEL:088-872-9497 FAX:088-872-7590

高知新聞企業事業部 高知市本町3丁目3-39 (平日9:30～17:30)

TEL:088-825-4328 FAX:088-825-4323

高知県子ども・福祉政策部障害福祉課 高知市丸の内1丁目2-20 (平日8:30～17:15)

TEL:088-823-9634 FAX:088-823-9260

[右ページへ続く](#)